

令和7年2月（第2回）

益城町農業委員会議事録

※当議事録は公開用として益城町個人情報保護条例等の規定により、
個人情報を削除したものを掲載しております。
また、一部要約等を行い掲載しております。

益城町農業委員会

益城町農業委員会議事録

1. 開催日時 令和7年2月10日（月）午後2時00分～

2. 開催場所 JAかみましき益城支所 2階大ホール

3. 出席委員（14名）

1番	井川 寿範（筆頭代理）	2番	農 政憲（次席代理）
3番	坂上 孝司	4番	里見 勝則
5番	北野 洋一	6番	松本 功
7番	西村 誠志	8番	守江 勉
9番	宮本 一義	10番	富永 芳弘
11番	下山 和之	12番	吉村 武幸
13番	吉田 一浩	14番	松本 三千輝（会長）

4. 議事日程

日程第1 議事録署名委員について

日程第2 報告第1号 市街化区域内の農地転用届出について

日程第3 報告第2号 農地の使用貸借権の合意解約について

日程第4 議案第1号 農地の権利移動の許可申請について

日程第5 議案第2号 農地の転用のための権利移動の許可申請について

日程第6 議案第3号 農用地利用集積計画（農業委員会分）について

日程第7 議案第4号 農用地利用集積等促進計画（案）（農地中間管理機構分）について

日程第8 議案第5号 農地の実勢賃借料情報の提供について

日程第9 令和7年 第3回 委員会の日時について

5. 農業委員会事務局職員

事務局長	岩本 武継	農地係長	澤田 洋子
主査	井 敦子	主査	堀田章一郎

6. 会議の概要

(事務局長)

只今より、令和7年第2回益城町農業委員会を開会いたします。

本日は、農業委員14名全員出席ですので、益城町農業委員会会議規則第6条の規定により、会議が成立いたしますことを、ご報告いたします。

議事進行につきましては、同規則第4条の規定によりまして、松本会長にお願いしたいと思います。

よろしくお願ひいたします。

(会長)

《挨拶》

(議長)

日程第1 議事録署名委員の指名をさせていただきます。

6番松本功委員、8番守江勉委員にお願いいたします。

次に、日程第2 報告第1号 市街化区域内の農地転用届出について、ご報告を申し上げます。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《報告第1号を説明》

(議長)

只今、報告第1号について説明を申し上げました。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、本案は、市街化区域内の農地転用届出の報告とします。

次に、日程第3 報告第2号 農地の使用貸借権の合意解約について、ご報告を申し上げます。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《報告第2号を説明》

(議長)

只今、報告第2号について説明を申し上げました。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、本案は、農地の使用貸借権の合意解約の報告とします。

次に日程第4 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による農地の権利移動の許可申請について議題といたします。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《議案第1号を説明》

(議長)

只今、議案第1号について説明を申し上げました。

番号1番につきましては、1番井川寿範委員に調査をいただいております。

補足説明をお願いします。

(1番委員)

調査報告いたします。

1月26日に花田推進委員と共に、代理人に聞き取り調査を行いました。

この案件は、親から子への贈与になります。

農地取得後、全ての農地を効率的に利用する件につきましては、機械では、トラクター等の農機具をリースする予定としており問題ありません。

主に生産される作物は露地野菜で、申請地には露地野菜を作付するとの事です。

農作業の従事につきましては、本人が経験年数3年、年間200日となっております。

取得後の農地の面積については、457m²ですが、當農計画書の提出もあっており、地域との調和につきましても、区役等にも積極的に参加すると伺っているので問題ないかと思います。

以上により全て条件に該当すると思いますので、委員の皆様方の審議の程をよろしくお願ひいたします。

(議長)

只今、番号1番につきまして、井川寿範委員より補足説明をいただきました。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。
よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、採決いたします。
本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案の権利取得者は許可基準、すべての項目を満たしているので、適格者と認め許可することに決定をいたします。

次に、番号2番につきましては、7番西村誠志委員に調査をいただいております。

補足説明をお願いいたします。

(7番委員)

調査報告いたします。

2月1日に田上推進委員と共に、譲受人に聞き取り調査を行いました。

農地取得後、全ての農地を効率的に利用する件につきましては、機械では、トラクター・ホイルローダー・動噴機・じゃがいも収穫機・軽トラックを所有しております問題ありません。

主に生産される作物は肉用牛と飼料作物で、申請地にはじゃがいもを作付するとの事です。

農作業の従事につきましては、本人が経験年数11年、年間300日、妻が経験年数11年、年間200日となっております。

取得後の農地の面積については、7,342m²ですので問題ないと思います。

地域との調和につきましては、区役等にも積極的に参加すると伺っているので問題ないと思います。

以上により全て条件に該当すると思いますので、委員の皆様方の審議の程をよろしくお願ひいたします。

(議長)

只今、番号2番につきまして、西村誠志委員より補足説明をいただきました。
本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。
よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、採決いたします。

本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案の権利取得者は許可基準、すべての項目を満たしているので適格者と認め、許可することに決定をいたします。

次に、日程第5 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による農地の転用のための権利移動の許可申請について議題といたします。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《議案第2号を説明》

(議長)

只今、議案第2号につきましてご説明いたしました。

所有権移転の部 番号1番につきましては、6番松本功委員に調査をいただいております。補足説明をお願いいたします。

(6番委員)

2月7日に福永貴大推進委員と現地調査を行いましたので、ご報告します。

今回の申請は、譲受人の現在の借家が手狭になったことから申請地に住宅を建築し、また、譲受人は個人で土建業を営んでいるため、3tダンプを停める駐車場と資材置場を整備する案件です。

転用許可基準について申し上げます。

まず立地基準についてです。

申請地は10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある第1種農地ですが、転用目的が個人住宅と事業に必要な駐車場と資材置場であり、日常生活上及び業務上必要な施設で、集落に接続していることから転用の見込みはあると思われます。

次に一般基準について申し上げます。

資力・信用については問題ありません。

規模も土地利用計画図のとおり妥当であると思います。

周囲の農地に及ぼす影響もないと考えます。

以上です。

委員の皆様のご審議宜しくお願いします。

(議長)

只今、所有権移転の部 番号1番につきまして、松本功委員より補足説明をいただきました。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。
よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、採決いたします。
本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案の転用はすべての許可基準すべての項目を満たしているので許可相当と認める意見を附して県知事に送付することに決定をいたします。

次に、所有権移転の部 番号2番につきましては、12番吉村武幸委員に調査をいただいております。

補足説明をお願いいたします。

(12番委員)

2月7日に坂野則昭推進委員と現地調査を行いましたので、ご報告します。

今回の申請は、譲受人が令和6年7月11日付けで農地転用の許可を得て利用している資材置場や残土仮置場に隣接しており、同様の目的で転用する案件です。過去の申請時に、当該地を含めて申請したかったとのことです、所有者と連絡が取れなかつたことから、当時は含まれておりませんでした。今回、所有者と連絡がとれたことから申請に至ったとのことです。

転用許可基準について申し上げます。

まず立地基準についてです。

申請地は、農地の広がりが10ヘクタール未満の第2種農地ですが、周辺に適当な土地もないことから転用の見込みはあると思われます。

次に、一般基準について申し上げます。

資力については問題ありません。

信用についてですが、申請地は既に造成されており、今後は法令を遵守する旨の始末書が提出されております。

規模も土地利用計画図のとおり妥当であると思います。
周囲の農地に及ぼす影響もないと考えます。
以上です。
委員の皆様のご審議よろしくお願ひします。

(議長)

只今、所有権移転の部 番号2番につきまして、吉村武幸委員より補足説明をいただきました。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。
よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、採決いたします。
本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案の転用はすべての許可基準すべての項目を満たしているので許可相当と認める意見を附して県知事に送付することに決定をいたします。

次に、賃借権設定の部 番号1番につきましては、2番農政憲委員に調査をいただいております。

補足説明をお願いいたします。

(2番委員)

2月5日に牧村俊一委員と現地調査を行いましたので、ご報告します。

今回の申請は、賃借人である法人が効率的に事業を営むために、事務所や現場に近い申請地を駐車場や資材置場として整備し、利用する案件です。

転用許可基準について申し上げます。

まず立地基準についてです。

申請地は、農地の広がりが10ヘクタール未満の第2種農地ですが、周辺に適当な土地もないことから転用の見込みはあると思われます。

次に、一般基準について申し上げます。

資力・信用については問題ありません。

規模も土地利用計画図のとおり妥当であると思います。

周囲の農地に及ぼす影響もないと考えます。

以上です。

委員の皆様のご審議よろしくお願ひします。

(議長)

只今、賃借権設定の部 番号1番につきまして、農政憲委員より補足説明をいただきました。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。
よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、採決いたします。
本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案の転用はすべての許可基準すべての項目を満たしているので許可相当と認める意見を附して県知事に送付することに決定をいたします。

次に、日程第6 議案第3号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画（農業委員会分）について議題といたします。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《議案第3号説明》

(議長)

只今、議案第3号について説明を申し上げました。

本案につきましては、議事参与の案件がございますので、まず議事参与の案件をご審議いただき、その後、議事参与以外の案件をご審議いただきたいと思います。

まず、賃借権設定の部 番号3番につきましては、議事参与の制限に該当しますので、関係委員は一時退室をお願いします。

《関係委員退室》

(議長)

それでは、賃借権設定の部 番号3番についてご審議をお願いいたします。
本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。
よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、採決をいたします。
賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案は農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合し、農用地の有効利用、規模拡大に役立つものと認められますので、原案のとおり決定いたします。

関係委員の入室をお願いします。

《関係委員入室》

(議長)

次に、賃借権設定の部 番号65番につきましては、議事参与の制限に該当しますので、関係委員は一時退室をお願いします。

《関係委員退室》

(議長)

それでは、賃借権設定の部 番号65番についてご審議をお願いいたします。
本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。
よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、採決をいたします。
賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案は農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合し、農用地の有効利用、規模拡大に役立つものと認められますので、原案のとおり決定いたします。

関係委員の入室をお願いします。

《関係委員入室》

(議長)

続きまして、賃借権設定の部でございますが、議事参与の案件を除いた案件についてご審議をいただきたいと思います。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、採決をいたします。

賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案は農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合し、農用地の有効利用、規模拡大に役立つものと認められますので、原案のとおり決定いたします。

次に、使用賃借権設定の部でございます。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、採決をいたします。

賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案は農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合し、農用地の有効利用、規模拡大に役立つものと認められますので、原案のとおり決定いたします。

次に、日程第7 議案第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）（農地中間管理機構分）について議題といたします。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《議案第4号説明》

(議長)

只今、議案第4号について説明を申し上げました。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。
よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、採決をいたします。
賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案は原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、日程第8 議案第5号 農地の実勢賃借料情報の提供について議題といたします。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《議案第5号説明》

(議長)

只今、議案第5号につきましてご説明いたしました。

本件につきましては、農地集積対策担当チームリーダーであります6番松本功委員より補足説明をお願いいたします。

(6番委員)

報告致します。

1月27日13時30分より、令和7年実勢賃借料について、農地集積対策担当チーム会議を行いました。

令和7年の実勢賃借料は、案のとおりで現金での貸借が10a当り14,000円、畠12,000円、物納での貸借が10a当り米70kgとなっております。

現金、物納とともに、賃借料として妥当であると判断いたしました。

以上、委員の皆様方のご審議をよろしくお願いします。

(議長)

只今、松本功委員より補足説明をいただきました。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。
よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、採決いたします。

本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案は原案のとおり決定し公表することといたします。

次に、日程第9 令和7年第3回委員会の日時について申し上げます。

次回は3月10日（月）、午後2時よりJAかみましき益城支所 2階大ホールで開催いたします。

皆様方のご協力をよろしくお願いいたします。

以上、用意いたしました案件につきましては議了しました。

閉会をさせていただきたいと思います。

閉会の挨拶を井川筆頭代理にお願いしたいと思います。

(1番委員)

《挨拶》

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和7年2月10日

議長

議事録署名委員

議事録署名委員